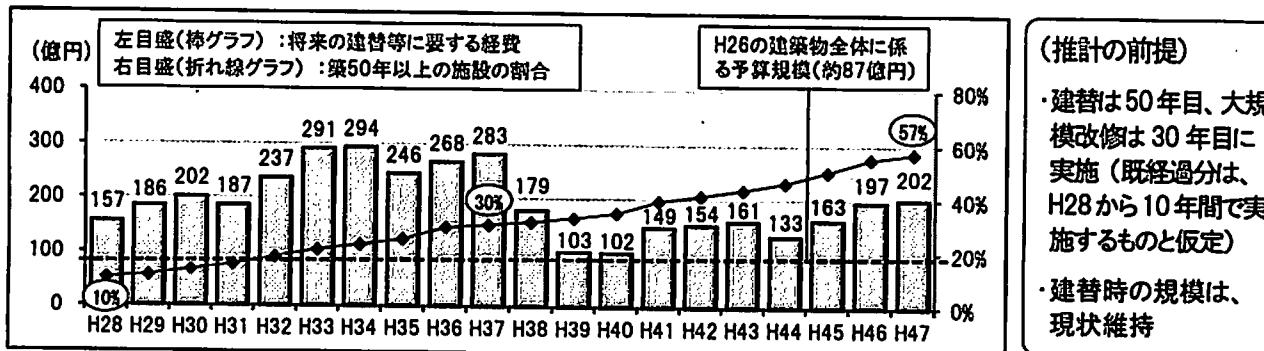


滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金について

1. 公共建築物の老朽化の現状および課題

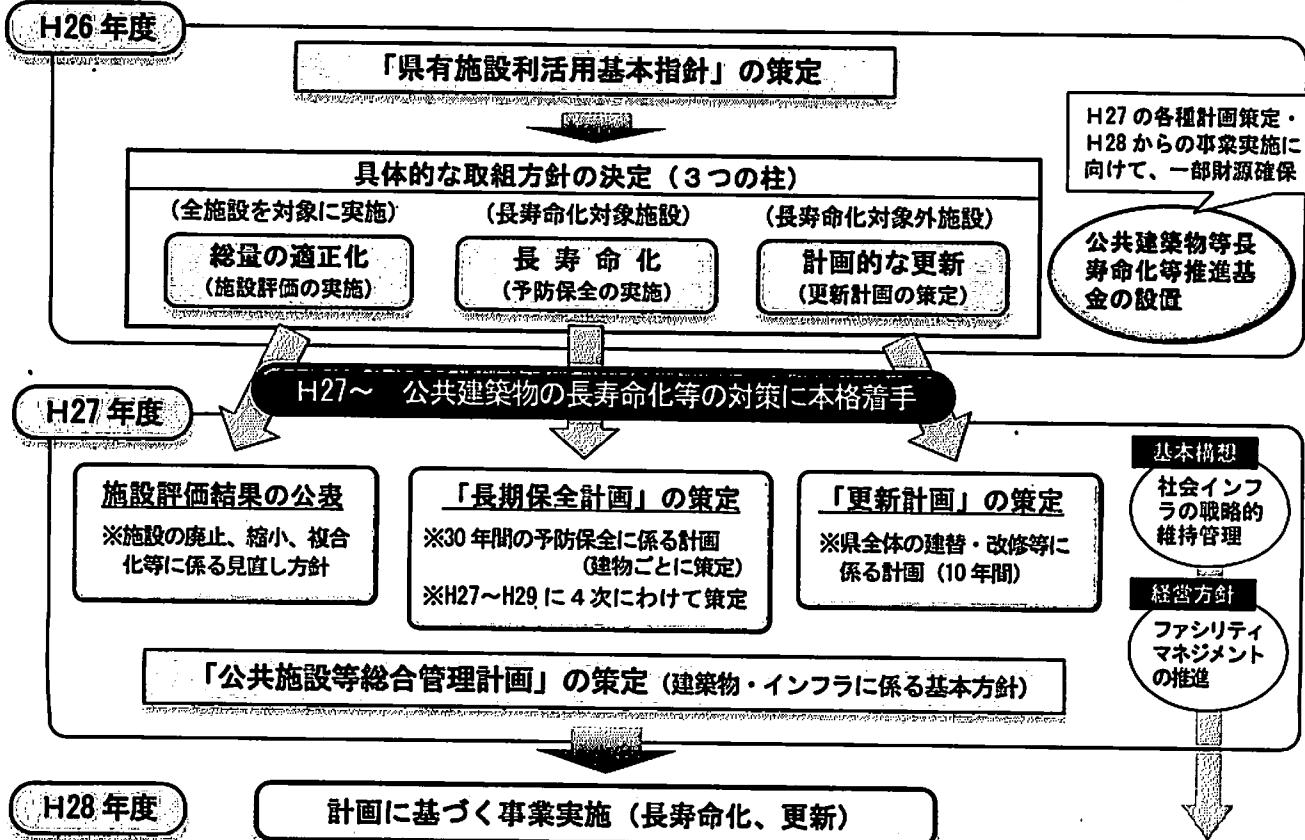
高度経済成長期に整備された公共施設等の老朽化が全国的に課題となる中、本県においても、今後、多くの建築物で更新時期を迎えることから、早急かつ計画的な対策を講じ、将来の財政負担の軽減や平準化を図っていく必要がある。

- 築50年以上の施設の割合（面積ベース）は、10年後には約3割、20年後には6割近くまで増加する見込み。
- 現状の施設量をベースに、30年目に大規模改修、50年目に建替を行うと仮定すると、将来の建替等に要する経費は、現行の予算規模を大幅に上回る見込み。



2. 今後の取組方針

公共建築物の老朽化の現状を踏まえ、新たな「基本構想」と「行政経営方針」がスタートする平成27年度から、「公共建築物の長寿命化等の対策」に本格的に着手（※インフラについては、これまでから分野毎にアセットマネジメントの取組を推進）



3. 基金の設置について

(1) 基金の設置理由

- ・ 県が有する公共建築物等は約 4,100 棟あり、老朽化の進行により、今後の維持管理や更新には、多額の財政負担が見込まれる。
- ・ このため、今後の対策としては、
 - ① 将来の人口減少等の動向も見据えた「施設総量の適正化」
 - ② 現有施設の使用期間の延伸を図る「長寿命化」
 - ③ 限られた財源の範囲内で、緊急性の高い施設から建替等を行う「計画的な更新」の3つの取組を、同時並行で進めることとしている。
- ・ 「長寿命化」を図るための予防保全には、毎年度、一定の工事費を伴うが、この取組は、各年度の財政収支の状況に左右されることなく、計画的かつ継続的に実施することで効果が発揮される。
- ・ また、「施設の更新」の際には、短期間に多額の財政負担を伴い、かつ、施設の規模等によって年度間の所要額も大きく増減する。
- ・ こうした点を踏まえ、今後の事業実施に備え、一定程度の財源を安定的に確保するための基金を新たに設置し、事業の円滑な推進を図る。

(2) 基金の対象施設

県が有する公共建築物等

(公用用 [公の施設]、公用 [庁舎等]、その他県が所有する建築物 [普通財産])

※ただし、県営住宅、インフラ関係の建築物（都市公園施設等）、公営企業会計に属する建築物を除く。

(3) 基金の対象事業

- ・ 修繕による長寿命化（予防保全工事、機能向上を図るための修繕・改修工事 等）
- ・ 改築等による更新（建替、施設の統合 等）